

# コーヒー鑑定士の厳選定期便 (世界のコーヒーお届け便含む)

必ずお手元に保管ください

## ご利用のお客様へ

<マシン (DP3) 付きコース>

この度はドリップポッドマシン付きの定期便商品をお買い上げいただき誠にありがとうございます。  
ご契約内容についてご確認のうえ、保管をお願いいたします。

## 商品のお届けとお支払い予定



### ☉ コーヒー鑑定士の厳選定期便 (世界のコーヒーお届け便含む)

【お届け内容】

1回のお届けはカプセル48杯です。

- ・月替わりのコーヒー※24杯
- ・スペシャルブレンド12杯
- ・リッチブレンド12杯

※月替わりのコーヒーは、出荷月のコーヒーをお届けします。配送日を翌月に変更された場合、お届けするコーヒーも変更になりますのでご了承ください。

※スペシャルブレンドとリッチブレンドは、お届け2回目以降から別のベーシックカプセルに変更したり、増やすことができます。お届け10日前迄にマイページで簡単にお手続きできます。

【コーヒーマシンについて】

コーヒーマシンの利用料は  
代金に含まれています。

ただし、解約時には送料お  
客様負担にてご返却いた  
きます。



【ご契約内容】

- ・期間の定めのない定期お届け契約となります。ただし、当初6回以内に解約をされる場合、解約金として5,500円(税込)をお支払いいただきます。
- ・1回のお支払い金額は4,980円(税込)、6回のお支払い総額は29,880円(税込)です。但し、商品を追加変更された場合は変更内容によりお支払い金額は変動します。
- ・解約される場合は、次回の商品お届け予定日の10日前までにドリップポッドストアコールセンター(0120-655-233)までご連絡ください。

### ご注意：クレジットカードの 有効期限について



ご利用のクレジットカードが有効期限を迎えたら、速やかにUCCドリップポッドストアのマイページから登録情報を更新いただくか、コールセンターまでご連絡ください。有効期限切れになりますと、出荷ができず商品をお届けできなくなりますのでご注意ください。

### お届けサイクル



毎月お届けいたします。お届け日は、第2～4週の曜日もしくは、8日～月末までご指定いただけます。

### 休止・解約



休止(最大3ヶ月まで可能)、解約のご連絡はコールセンターまでお電話にてご連絡ください。  
(コールセンター 0120-655-233)  
ご契約のお届け日の10日前までに手続きが必要です。その際は、休止理由、解約理由などについてお尋ねします。今後のサービス向上のためご協力をお願いします。

### 部品について



フィルターやトレイなど部品の破損や紛失などが発生した場合は、ドリップポッドストアでご購入いただけます。Webサイトまたはお電話での注文が可能です。

### 故障の場合



ドリップポッドマシンの初期不良または故障した場合(お客様の故意、または過失に依らない場合)交換対応いたします。お客様の故意、過失の場合は修理費用をご負担いただきます。

# ドリップポッドストアご利用ガイド

インターネットやスマートフォンをお使いの方は、便利なマイページをぜひご利用ください。

## カプセルの 変更



スペシャルブレンドとリッチブレンドは、お届け2回目以降に別のカプセルへの変更や追加ができます！

※次回お届け予定日の10日前までにお手続きいただけます。

## 注文内容・お届け日時 配送サイクル変更



注文内容・直近のお届け予定の確認や、日時・配送サイクルの変更ができます。

※直近のお届けの日時等変更の場合は、ご契約のお届け日の10日前までのお手続きが必要です。

## 注文履歴照会 領収書発行



注文履歴の確認、領収書の発行ができます。

※代金引換でのお支払い以外の出荷済商品に関しては、「マイページ」の注文履歴から領収書を発行することが可能です。代金引換でのお支払いの場合は、税法上、配送業者が発行するお客様控え（代引金額領収書）が、領収書となります。

## お客様情報の 確認・変更



メールアドレス、お電話番号、住所、お支払い方法、クレジットカードの更新※ができます。

※マイページで新しいクレジットカードの登録をしてから、該当の定期便を選び、新しいクレジットカードを選択して更新してください。

マイアカウント  
はこちら >>



## その他各種お問い合わせ

お電話がつながりにくい場合はメールでも受け付けております。

✉ info@drip-pod.jp

### 「キャンセル」「返品・交換」等について

- ・お客様都合によるご注文後の商品キャンセルは承っておりません。
- ・以下の理由で、商品到着後10日以内にご連絡いただいた場合のみ 交換を承ります。

- ① UCCの責めに帰すべき理由で本商品に瑕疵が生じた場合
- ② UCCが本商品を取り違えた場合（未開封に限ります）

「解約」「休止」「別契約商品への変更」「マイアカウントへのログイン方法が不明な方」もこちらにお問い合わせください。



 **0120-655-233**

UCC ドリップポッドストアコールセンター 🔍

<受付 / 9:00 ~ 18:00 月~金 ※祝日年末年始を除く>

※休日明けなどは混み合ってお電話がかかりにくい場合があります。時間をおいてお電話いただくか、メールでお問い合わせください。

### コーヒーマシンの不具合・トラブルについて

コーヒーマシンなどにトラブルがあった場合は、こちらにお問い合わせください。

※「コーヒー鑑定士の厳選定期便」または「世界のコーヒーお届け便」をご利用の旨お伝えください。

※使い方がご不明の場合は、マシン同梱の「取扱説明書」または、「クイックガイド」もご参照ください。

「取扱説明書」「クイックガイド」はPDFでダウンロードできます >>



 **0120-887-445**

UCC カスタマーセンター 🔍

<受付 / 10:00 ~ 18:00 月~金 ※祝日年末年始を除く>

### カプセル製品・UCC コーヒー製品について

カプセル製品やUCC コーヒー製品に関してまはしては、こちらにお問い合わせください。

 **0120-050-183**

UCC 上島珈琲株式会社 お客様窓口 🔍

<受付 / 10:00 ~ 17:00 月~金 ※祝日年末年始を除く>



## <商品売買契約(1回限りの売買契約)に関する約款及び定期購入契約約款>

### 商品売買契約(1回限りの売買契約)に関する約款

本約款は、UCC上島珈琲株式会社(以下、UCCといいます)のUCCドリップポッドストアで提供する第1条第1項で定める商品売買契約(1回限りの売買契約)に関する約款であり、当該契約を締結するすべてのお客様に適用されます。

#### 第1条(商品売買契約の定義、本約款と個別約款との関係)

1.本約款が対象とする商品売買契約(1回限りの売買契約)(以下、本契約といえます)とは、UCCドリップポッドストアにおいて、定期購入ではなく、単発で商品を購入する内容の売買契約をいいます。2.UCCは、本契約について、個別の約款やガイドライン等(以下あわせて「個別約款」といいます)を定めることがあります。UCCが個別約款を定めた場合、これらも本約款の一部を構成します。3.本約款の定めと個別約款の定めが異なる場合には、個別約款の定めが優先して適用されます。

#### 第2条(本契約の申込方法)

1.本契約は、所定の方法によりお申込みいただけます。2.UCCは、次の場合には前項のお申込みに対して承諾しないことがあります。(1)申込書に虚偽の事実を記載する等虚偽の事実を申告したことが判明したとき。(2)UCCが規定する審査基準を満たしていないとき。(3)UCCの業務遂行上支障があるとき。(4)その他UCCが不相当と判断したとき。

#### 第3条(お客様情報の申告)

お客様は、お申込みに際して、UCCが指定する情報(以下、お客様情報といえます)を申告するものとします。

#### 第4条(本契約の成立)

1.お客様による第2条第1項による申込みがUCCに到達し、UCCが所定の方法で承諾し、この承諾をもって本契約が成立するものとします。2.お客様は、本契約の申込みがUCCに到達した後に、申込みをキャンセルすることはできません。3.UCCは、お客様がウェブサイトを通じて本契約の申込みをした際に通信障害により申込みがUCCに到達せず、本契約が成立しなかったことにより生じるお客様の損害について、一切責任を負いません。

#### 第5条(代金の支払い)

1.お客様は、UCCに対して、代金をお客様が選択した支払方法により、UCCが別途定めるお支払日までに支払うものとします。2.お客様が選択した支払方法を利用できない場合は、商品を発送しません。3.UCCは、お客様に対して有する代金の請求並びに受領行為を「集金代行業者」に委託できるものとします。4.お客様は、本契約申し込み時または申し込み後、速やかにUCCが別途定める支払方法の中から選択した代金の支払方法をUCCまたは集金代行業者に通知することとします。

#### 第6条(引渡し)

商品の引渡しは、UCCが指定する配送業者が商品をお客様が指定したお届け先のポストに投函する等、お客様が商品を受領可能な状態に置くことをもって完了したものとします。

#### 第7条(所有権の移転時期)

商品の所有権は、お客様が商品の引渡しを受け、かつ代金の支払いがあった時点で、UCCからお客様に移転します。

#### 第8条(商品到着の遅延等)

商品のお届けが遅れたことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、UCCは何ら責任を負いません。

#### 第9条(返品)

1.UCCは、お客様が商品を受領した後、10日以内にUCCにご連絡をいただき、かつ、商品が次の各号の一に該当する場合に限り、交換のみに応じるものとし、その他いかなる場合にも返品・返金に応じません。①UCCの責めに帰すべき事由により商品に瑕疵が生じた場合 ②UCCが商品を取り違えたことが明らかであり、かつ、商品が未開封(開封しなければ商品を取り違えたことがわからない場合を除く)・未使用である場合 2.前項に定める商品の交換に係る送料は、UCCが負担いたします。

#### 第10条(免責)

1.UCCは、本契約の債務不履行または本契約に基づく債務の履行に際してのUCCによる不法行為により、お客様に損害が発生した場合、本契約に基づきお客様がそれまでにUCCに支払った代金等の合計額を限度として損害を賠償します。ただし、債務不履行または不法行為が、UCC、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による場合には、この限りではありません。2.本約款または個別約款の一部の規定が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、その他の規定は有効とします。また、本約款または個別約款の一部が特定のお客様との間で無効とされ、または取り消された場合でも、本約款および個別約款はその他のお客様との関係では有効とします。

#### 第11条(解除)

1.UCCは、お客様が次の各号の一に該当する場合、何ら催告を要せず、本契約を解除することができます。①代金が支払われなかった場合 ②お客様が商品を受領しない場合 ③お客様側の事情で指定されたお届け先への配送ができない場合(ご不在が続き配送できない場合を含みます) 2.前項により本契約が解除された場合、お客様は、UCCに対して、UCCが直接的および間接的に被った一切の損害を賠償するものとします。

#### 第12条(損害賠償)

お客様が本契約に違反した結果、UCCが損害を被った場合、お客様は、UCCに対して、その損害(合理的な弁護士費用を含みます)のすべてを賠償する責任を負うこととします。

#### 第13条(費用等の負担)

1.お客様は、UCCに対する代金の支払いに要する費用(手数料等)を負担するものとします。2.UCCがお客様に対して書面による催告をしたときは、お客様は当該催告

に要した費用を負担するものとします。3.お客様がUCCに支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または、公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、お客様は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

#### 第14条(代金債権の譲渡)

UCCは、お客様に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。お客様は、当該債権の譲渡および担保提供、並びにUCCがこの場合にお客様の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

#### 第15条(個人情報の利用目的、取扱い)

UCCは、お客様の個人情報をUCCドリップポッドストアウェブサイトの個人情報保護方針(以下「個人情報保護方針」といいます)掲載の目的に利用します。なお、個人情報保護方針については、UCCドリップポッドストアウェブサイト(URL: <https://drip-pod.jp/privacy>)をご覧ください。

#### 第16条(法律等の遵守)

お客様は、本契約の締結・履行にあたって、本約款および個別約款に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則および命令等を遵守するものとします。

#### 第17条(準拠法および裁判管轄)

本契約に関する準拠法は日本法とします。また、本約款、個別約款または本契約に関連してUCCとお客様間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。

#### 第18条(クーリングオフ制度の不適用)

本契約については、特定商取引に関する法律に規定するクーリングオフ制度の適用はございません。

以上

附則

本約款は2020年 3月31日から実施します。

### 定期購入契約約款

本約款は、UCC上島珈琲株式会社(以下、UCCといいます)のUCCドリップポッドストアが提供する第1条第1項で定める定期購入サービスに関する約款であり、定期購入サービスを利用するすべてのお客様に適用されます。

#### 第1条(定期購入サービスの定義、本約款と個別約款との関係等)

1.本約款が対象とする定期購入サービスとは、次のサービスの総称をいいます。それぞれのコース内容の詳細については、別途UCCが定めるものとします。(1)コーヒー鑑定士の厳選定期便(世界のコーヒーお届け便含む):UCCが用意したコースの中から、UCCがセレクトする月替わりコーヒーを含むドリップポッドのセットを毎月お届けするサービス (2)ドリップポッド定期便サービス:UCCが用意したコースの中から、お客様が選択した内容でドリップポッドのセットを20日、30日、45日いずれかでお届けするサービス 2.お客様は、定期購入サービスを受けるに際して、UCCとの間で本約款に基づく定期購入契約(以下、本契約といいます)を締結するものとし、本約款の規定事項を遵守しなければなりません。3.UCCは、定期購入サービスについて、個別の約款やガイドライン等(以下あわせて「個別約款」といいます)を定めることがあります。UCCが個別約款を定めた場合、これらも本約款の一部を構成します。4.本約款の定めと個別約款の定めが異なる場合には、個別約款の定めが優先して適用されます。

#### 第2条(本契約の申込方法)

1.本契約は、所定の方法によりお申込みいただけます。2.UCCは、次の場合には前項のお申込みに対して承諾しないことがあります。(1)申込書に虚偽の事実を記載する等虚偽の事実を申告したことが判明したとき。(2)UCCが規定する審査基準を満たしていないとき。(3)UCCの業務遂行上支障があるとき。(4)その他UCCが不相当と判断したとき。

#### 第3条(お客様情報の申告)

お客様は、お申込みに際して、UCCが指定する情報(以下、お客様情報といえます)を申告するものとします。なお、お客様は、お客様情報の申告および第17条第1項に定める変更をするにあたり、UCCに対し真実、正確かつ最新の情報を提供するものとします。

#### 第4条(本契約の成立)

1.お客様による第2条第1項による申込みがUCCに到達し、UCCが所定の方法で承諾し、この承諾をもって本契約が成立するものとします。2.お客様は、本契約の申込みがUCCに到達した後に、申込みをキャンセルすることはできません。3.UCCは、お客様がウェブサイトを通じて本契約の申込みをした際に通信障害により申込みがUCCに到達せず、本契約が成立しなかったことにより生じるお客様の損害について、一切責任を負いません。

#### 第5条(本契約の内容)

1.UCCは、お客様に対して、お客様が選択したコースの内容に従い、ドリップポッド(ドリップポッドマシンが景品として付くコース、ドリップポッドマシンを分割払いで購入することができるコース、またはドリップポッドマシンをレンタルするコース)の場合には、初月はドリップポッドマシンを含む(以下「本商品」といいます)を、毎月または隔月でお客様が指定した日またはお客様からの指定がない場合には毎月末日または隔月末日までにお届けします。2.本契約の中途解約に関しては、お客様が選択したコースの内容ごとに購入回数に応じて次のとおりとします。(1)ドリップポッドマシン無しのコース ①それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数未満の場合には、お客様、UCCいずれからも中途解約することはできません。②それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数以上の場合には、期間の定めのない契約として、お客様、UCCいずれからも

ご契約のお届け日の10日前までに通知することにより解約することができます。

(2)ドリップポッドマシンが景品として付くコース ①それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数未満の場合には、お客様から中途解約するためには、UCCよりお客様に別途通知した額の解約金をお支払いいただく必要があります。②それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数以上の場合には、期間の定めのない契約として、お客様、UCCいずれからご契約のお届け日の10日前までに通知することにより解約することができます。(3)ドリップポッドマシンを分割払いで購入することができるコース ①それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数未満の場合には、お客様から中途解約するためには、UCCよりお客様に別途通知した額の解約金をお支払いいただく必要があります。なお、解約金をお支払いいただくことで、ドリップポッドマシンの残代金の支払義務は免除されます。②それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数以上の場合には、期間の定めのない契約として、お客様、UCCいずれからご契約のお届け日の10日前までに通知することにより解約することができます。(4)ドリップポッドマシンをレンタルするコース ①それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数未満の場合には、お客様から中途解約するためには、UCCよりお客様に別途通知した額の解約金をお支払いいただく必要があります。②それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数以上の場合には、期間の定めのない契約として、お客様、UCCいずれからご契約のお届け日の10日前までに通知することにより解約することができます。3.ドリップポッドマシンをレンタルするコースについては、以下のとおりとします。(1)ドリップポッドマシンの利用料は代金に含まれています。(2)本契約の期間中、ドリップポッドマシンが故障等した場合または滅失した場合は、次のとおりとします。①故障等または滅失の原因がお客様の故意または過失によらない場合…修理の際の費用はUCCが負担します。ただし、ドリップポッドマシンが滅失した場合、修理不能な場合は修理費用が高額となる場合、修理は行わず代品を提供します。なお、故障等したドリップポッドマシンをUCCに送付いただく際の送料ならびに代品および修理後のドリップポッドマシンをお客様に送付する際の送料はUCCが負担します。②故障等または滅失の原因がお客様の故意または過失による場合…修理の際の費用はお客様負担となります。ただし、ドリップポッドマシンが滅失した場合、修理不能な場合、または修理費用がUCCドリップポッドストアにおけるドリップポッドマシンの販売価格(消費税込)を上回る場合、当該販売価格相当額をご負担いただき、代品を提供します。なお、故障等したドリップポッドマシンをUCCに送付いただく際の送料はお客様負担とし、代品および修理後のドリップポッドマシンをお客様に送付する際の送料はUCCが負担します。(3)本契約の解約時、ドリップポッドマシンは、送料お客様負担にてUCCに返却していただきます。返却時、ドリップポッドマシンをお客様がUCCから受け取った後に生じた損傷がある場合、お客様はその損傷を原状に復する義務を負うものとします。ただし、その損傷が通常の使用および収益によって生じた損耗並びに経年変化であるとき、またはお客様の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りではありません。

## 第6条(代金の支払い)

1.お客様は、UCCに対して、お客様が選択したコースの内容に従い、毎月または隔月ごとに、代金をお客様が選択した支払方法により、UCCが別途定めるお支払日までに支払うものとします。2.お客様が選択した支払方法を利用できない場合は、本商品を発送しません。3.UCCは、お客様に対して有する代金の請求並びに受領行為を「集金代行業者」に委託できるものとします。4.お客様は、本契約申し込み時または申し込み後、速やかにUCCが別途定める支払方法の中から選択した代金の支払方法をUCCまたは集金代行業者に通知することとします。5.前項の支払方法として、クレジットカード決済を選択したお客様が申告・登録したクレジットカードの有効期限が切れた場合には、お客様は、速やかに、UCCドリップポッドストアのマイページからクレジットカードの登録情報を更新し、またはコールセンターまで申告するものとします。なお、更新または申告がない場合には、代金を決済することができないため、本商品を発送しません。

## 第7条(引渡し)

本商品の引渡しは、UCCが指定する配送業者が本商品をお客様が指定したお届け先のポストに投函する等、お客様が本商品を受領可能な状態に置くことをもって完了したものとします。

## 第8条(所有権の移転時期)

本商品(ドリップポッドマシンをレンタルするコースにおけるドリップポッドマシンを除きます)の所有権は、お客様が本商品の引渡しを受け、かつ代金の支払いがあった時点で、UCCからお客様に移転します。

## 第9条(商品到着の遅延等)

本商品のお届けが遅れたことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、UCCは何ら責任を負いません。

## 第10条(返品・交換)

1.本商品の種類、品質または数量に本契約に適合しない点があり、かつ、お客様が商品を受領後10日以内にUCCにご連絡いただいた場合に限り、本商品の交換にのみ応じるものとし、その他いかなる場合にも、返品・返金には応じません。2.前項に定める本商品の交換に係る送料は、UCCが負担いたします。

## 第11条(免責)

1.UCCは、本契約の債務不履行または本契約に基づく債務の履行に際してのUCCによる不法行為により、お客様に損害が発生した場合、本契約に基づきお客様がそれまでにUCCに支払った代金等の合計額を限度として損害を賠償します。ただし、債務不履行または不法行為が、UCC、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による場合には、この限りではありません。2.本約款または個別約款の一部の規定が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、その他の規定は有効とします。また、本約款または個別約款の一部が特定のお客

様との間で無効とされ、または取り消された場合でも、本約款および個別約款はその他のお客様との関係では有効とします。

## 第12条(解除)

1.UCCは、お客様が次の各号の一に該当する場合、何ら催告を要せず、本契約を解除することができます。(1)2ヶ月連続で代金が支払われなかった場合(2)しばしば代金が支払われず、UCCとお客様との間の信頼関係が破壊されたと認められる場合(3)お客様が本商品を受領しない場合(4)お客様側の事情で指定されたお届け先への配送ができない場合(ご不在が続き配送できない場合を含みます)(5)お客様が自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止した場合(6)お客様が差押、仮差押、保全差押、仮処分等の申立てまたは滞納処分を受けた場合(7)お客様が破産、民事再生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたときまたは自らこれらの申し立てをした場合(8)本商品の購入がお客様にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます)と違反した場合、お客様が代金の支払いを1回でも遅滞した場合(9)本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となる場合(10)お客様の信用状態が著しく悪化した場合(11)(1)~(10)の他UCCが本契約を継続することが困難と認める場合2.前項により本契約が解除された場合、お客様は、UCCに対して、代金を支払うことはもとよりその他UCCが直接および間接的に被った一切の損害を賠償するものとします。3.UCCは、定期購入サービスもしくは本商品の提供の停止または定期購入サービスの内容の変更等本契約を継続することが困難な場合には、第5条第2項の規定にかかわらず、3ヶ月前までに通知することにより、本契約を解除することができます。

## 第13条(損害賠償)

お客様が本契約に違反した結果、UCCが損害を被った場合、お客様は、UCCに対して、その損害(合理的な弁護士費用を含みます)のすべてを賠償する責任を負うこととします。

## 第14条(費用等の負担)

1.お客様は、UCCに対する代金の支払いに要する費用(手数料等)を負担するものとします。2.お客様は、支払いを遅滞したことによりUCCが金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を負担するものとします。3.UCCがお客様に対して書面による催告をしたときは、お客様は当該催告に要した費用を負担するものとします。4.お客様がUCCに支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または、公租公課(消費税等を含みます)が増額される場合は、お客様は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

## 第15条(代金債権の譲渡)

UCCは、お客様に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。お客様は、当該債権の譲渡および担保提供、並びにUCCがこの場合にお客様の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

## 第16条(個人情報の利用目的、取扱い)

UCCは、お客様の個人情報をUCCドリップポッドストアウェブサイトの個人情報保護方針(以下「個人情報保護方針」といいます)掲載の目的に利用します。なお、個人情報保護方針については、UCCドリップポッドストアウェブサイト(URL: <https://drip-pod.jp/privacy>)をご覧ください。

## 第17条(お客様情報の変更)

1.お客様情報に変更が生じた場合、お客様は、速やかにUCCの定める方法にてお客様情報を変更するものとします。お客様が登録したお客様情報の変更を行わなかったことにより、定期購入サービスを利用できない等の不利益または損害を被った場合、UCCは一切の責任を負いません。2.お客様が前項の変更を怠った場合、UCCからの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第18条(法律等の遵守)

お客様は、本サービスの利用にあたって、本約款および個別約款に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則および命令等を遵守するものとします。

## 第19条(準拠法および裁判管轄)

本契約に関する準拠法は日本法とします。また、本約款、個別約款または本サービスに関連してUCCとお客様間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第20条(クーリングオフ制度の不適用)

本契約については、割賦販売法または特定商取引に関する法律に規定するクーリングオフ制度の適用はございません。

## 第21条(約款の変更)

1.UCCは以下の場合に、UCCの裁量により、本約款を変更することができます。(1)本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。(2)本約款の変更が、本約款に基づく本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。2.UCCは前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1ヶ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日をUCCドリップポッドストアウェブサイト(URL: <https://drip-pod.jp/>)に掲示し、またはお客様に電子メールもしくは印刷物等の送付により通知します。3.変更後の本約款の効力発生日以降にお客様が定期購入サービスを利用したときは、お客様は、本約款の変更に同意したものとみなします。

以上

附則

制定:2020年2月18日

変更:2024年6月17日



2 100000 807871